

従業員らによる架空売上げの計上により有価証券報告書に不実記載がなされたことにつき、代表取締役にリスク管理体制構築義務違反の過失がないとされた事例

吉村 信明

最高裁判所第一小法廷平成21年7月9日判決 金融・商事法判例1321号36頁
(平成20年(受)第1602号損害賠償請求事件)

I 最高裁平成21年7月9日判決(いわゆる日本システム技術事件)の事実関係と判旨

1. 事実関係は下記のようなものである。

Yは、ソフトウェアの開発及び販売等を業とする株式会社であり、平成15年2月に東京証券取引所第2部に上場した。

AはYの設立以降現在までYの代表取締役の地位にある。

Xは平成16年9月13日及び翌14日に証券会社を通じてYの株式合計600株を一株1,215円で取得した。

Yの事業は、注文に応じてソフトウェアの受託開発等を行うソフトウェア事業と大学向けの事務ソフト等の既製品を開発、販売するパッケージ事業に大別

され、パッケージ事業本部にはC事業部が設置されている。

Bは平成12年4月YのC事業部の部長に就任した。当時、C事業部にはBが部長を兼務する営業部の他に、注文書や検収書の形式面の確認を担当するBM課（ビジネスマネジメント課）及び事務ソフトの稼働の確認を担当するCR部（カスタマーリレーション部）が設置されていた。また、当時のYの職務分掌規定によれば、財務部の分掌業務は資金の調達と運用・管理、債権債務の管理等とされ、C事業部の分掌業務は、営業活動、営業事務（受注管理事務、債権管理事務、売掛金の管理及び不良債権に対する処理方針の決定を含む）等とされていた。

Yのパッケージ事業はYが顧客であるD株式会社他1社に事務ソフト等の製品を販売し、その販売会社2社がエンドユーザーである大学等にさらにこれを販売するというものである。平成12年当時のパッケージ事業における事務手続が本件事務手続であるが、その流れは下記の通りである。

①C事業部の営業担当者が販売会社と交渉し、合意に至ると販売会社が注文書を営業担当者に交付する。営業担当者は注文書をBM課に送付し同課が受注処理を行った上で、営業担当者を通じて販売会社に検収を依頼する。

②CR部の担当者が、販売会社の担当者及び大学の関係者と共に、納品された事務ソフトの検収を行う。

③BM課は販売会社から検収書を受領した上、売上処理を行いYの財務部に売上報告をする。財務部は、BM課から受領した注文書、検収書等を確認しこれを売上として計上する。

Bは高い業績を達成し続けて自らの立場を維持するため、平成12年9月以降、C事業部の営業担当者である部下数名に対し、後日正規の注文が獲得できる可

能性の高い取引案件について、正式な注文がない段階で注文書を偽造する等して実際に注文があったかのように装い、売上として架空計上する扱い、すなわち本件不正行為をするよう指示した。Bの指示を受けて行われた本件不正行為の手法は次のようなものである。

①営業社員らが、偽造印を用いて販売会社名義の注文書を偽造し、BM課へ送付。

②BM課は、偽造に気づかず受注処理を行い検収依頼書を作成して営業社員らに交付。しかし、検収依頼書は販売会社には渡らず、営業社員らにより検収済みのように偽造されてBM課へ返送。

実際は大学へ製品は納品されずCR部担当者によるシステム稼働の確認もされていなかったが、B及び営業社員らは納品及び稼働確認の資料を作成。

③BM課は検収書の偽造に気づかず売上処理を行って財務部へ報告し、財務部は偽造注文書及び検収書に基づき売上进行。

④財務部は中間期末時点（毎年9月）で売掛金残高確認書用紙を販売会社へ郵送し、確認の上返送を求めた。また、期末時点（毎年3月）には、Yが契約している監査法人も売掛金残高確認書用紙を販売会社へ郵送し確認の上返送を求めた。

しかし、Bの指示を受けた営業社員らが、販売会社担当者に対しYから送付ミス可能性がある封書がくると嘘をついて開封させないまま回収した。そして、同用紙に金額等を記入し販売会社の偽造印を押印して財務部及び監査法人へ送付した。財務部及び監査法人は偽造売掛金残高確認書においてYの売掛金額と販売会社の買掛金額が一致したことから、架空売上げ債権を正常債権と認識した。

Bらは当初契約に至る可能性が高い案件のみを本件不正行為の対象としていたが、次第に可能性が低い案件についても手を付けざるを得なくなり、売掛金の滞留残高は増大していった。

Yの財務部は、回収予定日を過ぎた債権について、C事業部から売掛金在庫高報告書を提出させていたが、Bらは回収遅延の理由として大学においてシステム全体の稼働が延期されたこと、大学における予算獲得の失敗及び大学は単年度予算主義であることを挙げていた。これに対し財務部は、これらの理由が合理的であると考え、また販売会社との間で過去に紛争が生じたことが無く、売掛金残高確認書も受領していると認識していたことから、売掛金債権の存在について特に疑念を抱かず、直接販売会社に照会等をすることはしなかった。またYの監査を行っていた監査法人も平成16年3月期までのYの財務諸表等につき適正であるとの意見を表明していた。

しかし、Yは監査法人から売掛金残高の早期回収に向けた経営努力が必要である旨の指摘を受け、代表取締役であるAが販売会社と売掛金残高について話をしたところ、双方の認識に相違があることが明らかになり平成16年12月頃本件不正行為が発覚した。

Yは平成17年2月3日付けでBを懲戒解雇処分としその後刑事告発した。Bは有印私文書偽造・同行使の罪で起訴され有罪判決を受けた。

Yは平成17年2月10日、複数年度にわたりBらによる本件不正行為が行われていたこと、それにより平成16年9月頃までのYのパッケージ事業の売上高に影響が生ずること、そのためパッケージ事業については多額の損失計上を余儀なくされるが、Yグループの売上高の約80%を占めるソフトウェア事業については影響が無いこと等を公表し、平成17年3月期の業績予想を下方修正した。

東京証券取引所は、Yから過去の有価証券報告書を訂正する旨の報告を受け、平成17年2月10日上場廃止基準（財務諸表に虚偽記載があること）に抵触するおそれがあるとして、Yの株式を管理ポストに割り当てることとした。

これらの事実が新聞報道された後、Yの株価は大幅に下落した。Xは同月18日に保有するYの全株式を一株510円で売却した。

Xは、Yの代表取締役Aが従業員による売上の架空計上等の不正行為をリスク管理体制構築義務に違反して防止することができず、その結果有価証券報告書に虚偽の記載がなされたことが不法行為に当たると主張し、Yに対して商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）261条3項、78条2項が準用する民法（平成18年法律第50号による改正前のもの）44条1項に基づいて86万円の損害賠償請求を行った（最高裁判決では会社法に同内容の350条が設けられ同法施行前に生じた事項にも適用されるとされたので（会社法附則2項）、この規定によって判断された）⁽¹⁾⁽²⁾。

これに対して、Yの代表取締役Aは効率的かつ適法な事業遂行のために職務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限及び稟議決済基準を定めて、組織単位又は各職位の権限と責任を明確にすると共に、会社の財務状態及び経営成績の適正な報告を行うため経理規程を定めて、売掛金債権等を適正に管理するための体制を構築し機能させていたのであるから、売上げの架空計上等の不正行為に過失はない等と主張した。

2. 第一審（東京地方裁判所平成19年11月26日判決 判例時報1998号141頁、金融・商事判例1321号43頁）は、次のように判示した⁽³⁾⁽⁴⁾。

まず、本件不正行為当時に構築していた内部統制システムはYの事業内容や規模等からすれば相当なものでAに過失はない、Bらによる巧妙な隠蔽工作を発見するような内部統制システムの構築は取締役の義務の範囲を超えているというYの主張に対して、

「確かに、前記認定のとおり、Bらによる注文書、出荷指示書、検収書及び売掛金残高確認書の偽造等といった隠蔽工作により、本件不正行為は、形式的には本件事務手続から逸脱するものではなかったといえる。

本件不正行為当時、C事業部はソフトウェア商品の納入、売掛金の回収、不良債権の処理方針の決定及び各種伝票資料の管理を含む幅広い業務を分掌して

おり、注文書や検収書の形式面の確認を担当するBM課及びエンドユーザーである大学に赴き、事務ソフトの稼働の確認を担当するCR部が同事業部に直属していたことが認められる。このようなYの組織体制に基づき構築されたものと解される本件事務手続においては、BM課が作成した検収書は、元営業社員を経由して販売会社に送付することとされていたが、これがBらによる検収書の偽造を可能とした要因であったと認めることができる。また、本件事務手続においては、ソフトウェア商品の出荷、納品及び大学におけるシステムの稼働確認といった業務をすべて同事業部が行うこととされていたために、実際には商品の出荷、納品及びCR部の担当者による大学におけるシステムの稼働確認がなされていないにもかかわらず、Bらによってこれらの作業がなされたかのような資料を作成することが可能となったものと認めることができる。

このようにみると、本件不正行為当時のC事業部の組織体制及び本件事務手続には、Bら同事業部の上層部が企図すれば、容易に本件不正行為を行い得るリスクが内在していたというべきである。

そして、Aは、Yの取締役及び代表取締役として、Yの健全な運営を図るため、各部門の適切なリスク管理体制を構築し、機能させる義務を負うものと解するのが相当であるところ、上記本件事務手続の流れを踏まえて、不正行為がなされる可能性を意識すれば、本件不正行為当時においても、Aが上記リスクが現実化する可能性を予見することは可能であり、また、当該リスクを排除ないし低減させる対策を講じることが可能であったというべきである。

にもかかわらず、Aは、各部門に不正はないものと過信し、組織体制や本件事務手続を改変するなどして当該リスクを排除ないし低減対策を講じることをせず、適切なリスク管理体制を構築すべき義務を怠ったものというべきである。」

次に、Bらが売掛金債権の回収遅滞の原因を大学業界の特殊性等による等の

一見合理的な説明を行ったり、正規の入金を架空の売掛金債権の入金として消し込みを行う等の隠蔽工作により、本件不正行為の発覚が遅れたことに対して、「しかしながら、そもそもYにおいては、債権債務の管理及び売掛金債権の回収遅延管理は財務部の担当とされていたにもかかわらず、取引先からの入金と個々の売掛金債権との照合を財務部が直接行うことをせず、事業部からの消込み明細情報の提供を受けて行うこととされていたのであって、Bらに前記消込み工作を可能にする余地を残した原因はこの点にあるというべきである。

また、この点を措いても、前記認定のとおり、C事業部の大学向け事務ソフトの売掛金債権の回収は、場合によっては売上計上されてから回収まで一年半程度かかることがあったものの、二年間以上回収がなされないことは例外的であったところ、本件不正行為に係る売掛金債権には、二年間以上経過しても未回収のものも生じていたのであるから、財務部としては、同事業部が一見合理的な回収遅延理由を報告したり、日本IBM二社に対して売掛金残高確認書が存したとしても、財務部が独自に直接日本IBM二社に対して売掛金債権の存在や遅延理由を確認したり、Yに対する入金額がどの売掛金債権に対するものなのかを確認したりすべきであったものというべきであり、また、財務部がこれらの措置を採ることは、可能であったというべきである。

にもかかわらず、財務部はこれらの措置を採ることを怠り、その結果本件不正行為の発覚が遅れたことが認められる。そして、このことは、Aが財務部に適切な措置を採らせることを怠り、財務部によるリスク管理体制を機能させていなかったことを意味するものといえるから、Aは、この点においても、前記の各部門の適切なリスク管理体制を構築し、機能させる義務を怠ったものというべきである。

以上のとおり、Aには各部門の適切なリスク管理体制を構築し、機能させる義務を怠った過失があり、その結果、本件各有価証券報告書に本件不実記載がなされたことが認められる。そして、Aの当該各行為は、不法行為（民法七〇

九条)を構成するものというべきである。

Yは、企業が整備すべきリスク管理体制について、事後的に求められる水準をもって本件の判断基準とすることは結果責任を問うことになり妥当でないとも主張するが、前記判示のとおり、本件不正行為当時であっても、Aが前記義務を果たすことは十分可能であったというべきであるから、この点に関するYの主張は採用できない。

なお、不正計上が行われた期間、Yの監査法人が適正意見を表明していた事実は上記判断を左右するものではない。

そして、Aの本件不正行為は、Yの職務を行うについてなされたものであるから、Yは本件不法行為について、民法四四条に基づきXに生じた損害を賠償すべき義務を負うものというべきである。」

3. 原審（東京高等裁判所平成20年6月19日判決 金融・商事判例1321号42頁）も第一審の判断を踏襲して、Yの責任を認めた（原審判旨を補正の上引用）⁽⁵⁾。

「確かに、前記認定のとおり、Bらによる注文書、出荷指示書、検収書及び売掛金残高確認書の偽造等といった隠蔽工作により、本件不正行為は、形式的には本件事務手続から逸脱するものではなかったといえる。

本件不正行為当時、C事業部はソフトウェア商品の納入、売掛金の回収、不良債権の処理方針の決定及び各種伝票資料の管理を含む幅広い業務を分掌しており、注文書や検収書の形式面の確認を担当するBM課及びエンドユーザーである大学に赴き、事務ソフトの稼働の確認を担当するCR部が同事業部に直属していたことが認められる。このようなYの組織体制に基づき構築されたものと解される本件事務手続においては、BM課が作成した検収書は、元営業社員を経由して販売会社に送付することとされていたが、これがBらによる検収書の偽造を可能とした要因であったと認めることができる。また、本件事務手続

においては、ソフトウェア商品の出荷、納品及び大学におけるシステムの稼働確認といった業務をすべて同事業部が行うこととされていたために、実際には商品の出荷、納品及びC R部の担当者による大学におけるシステムの稼働確認がなされていないにもかかわらず、Bらによってこれらの作業がなされたかのような資料を作成することが可能となったものと認めることができる。

このようにみると、本件不正行為当時のC事業部の組織体制及び本件事務手続には、Bら同事業部の上層部が企図すれば、容易に本件不正行為を行い得るリスクが内在していたというべきである。

そして、Aは、Yの取締役及び代表取締役として、Yの健全な運営を図るため、各部門の適切なリスク管理体制を構築し、機能させる義務を負うものと解するのが相当であるところ、上記本件事務手続の流れを踏まえて、不正行為がなされる可能性を意識すれば、本件不正行為当時においても、Aが上記リスクが現実化する可能性を予見することは可能であり、また、当該リスクを排除ないし低減させる対策を講じることが可能であったというべきである。

にもかかわらず、Aは、各部門に不正はないものと過信し、組織体制や本件事務手続を改変するなどして当該リスクを排除ないし低減対策を講じることがせず、適切なリスク管理体制を構築すべき義務を怠ったものというべきである。」

「しかしながら、そもそもYにおいては、債権債務の管理及び売掛金債権の回収遅延管理は財務部の担当とされていたにもかかわらず、取引先からの入金と個々の売掛金債権との照合を財務部が直接行うことをせず、事業部からの消込み明細情報の提供を受けて行うこととされていたのであって、Bらに前記消込み工作を可能にする余地を残した原因はこの点にあるというべきである。

また、この点を措いても、前記認定のとおり、C事業部の大学向け事務ソフトの売掛金債権の回収は、場合によっては売上計上されてから回収まで一年半程度かかることがあったものの、二年間以上回収がなされないことは例外的であったところ、本件不正行為に係る売掛金債権には、二年間以上経過しても未

回収のものも生じていたのであり、Yの経理規程62条、63条によれば、債権は、契約書に定められた期間中に回収するものとし、この期間を超えて債権がなお未回収の場合は、業務責任者から本社の経理部門に報告するとともに適切な保全措置をとらなければならない、債権、債務については、本社の経理部門会計責任者は相手先と残高を照合し、常に正確な残高を把握するとともに必要に応じて相手先からその残高確認を取り寄せねばならないこととされていたのであるから、本社の経理部門である財務部としては、同事業部が一見合理的な回収遅延理由を報告したり、日本IBM二社に対して売掛金残高確認書が存したとしても、財務部が独自に直接日本IBM二社に対して売掛金債権の存在や遅延理由を確認したり、Yに対する入金額がどの売掛金債権に対するものなのかを確認したりすべきであったものというべきであり、また、財務部がこれらの措置を採ることは、可能であったというべきである。

にもかかわらず、財務部はこれらの措置を採ることを怠り、その結果本件不正行為の発覚が遅れたことが認められる。そして、このことは、Aが財務部に適切な措置を採らせることを怠り、財務部によるリスク管理体制を機能させていなかったことを意味するものといえるから、Aは、この点においても、前記の各部門の適切なリスク管理体制を構築し、機能させる義務を怠ったものというべきである。

以上のとおり、Yにおいては、本件不正行為当時のC事業部の組織体制及び本件事務手続には、本件不正行為を行い得るリスクが内在していたにもかかわらず、適切なリスク管理体制が構築されず、また、当時のリスク管理体制の下においても財務部が経理規程に基づく事務処理を忠実に履行せず取引先に対し適時的確に残高確認を求めたり、不明な点があれば更に確認を求めることなどを怠ったことにより、Bらによる本件不正行為を容易にし、その発覚の遅れを招いたものと認めることができ、Aには、このような各部門の適切なリスク管理体制を構築し、機能させる義務を怠った過失があり、その結果、本件不正行

為の発生を招くとともに本件各有価証券報告書に本件不実記載がなされたことが認められる。そして、Aの当該各行為は、不法行為（民法709条）を構成するものというべきである。

Yは、企業が整備すべきリスク管理体制について、経営判断の問題として会社経営の専門家である取締役が広い裁量の下に決すべきものであり事後的に求められる水準をもって本件の判断基準とすることは結果責任を問うことになり妥当でないとも主張するが、前記判示のとおり、本件不正行為当時であっても、Yに前記リスクが内在しており、Aはそれが現実化する可能性を予見すること及びそれを排除ないし低減させる対策を講じることは可能であり、また、経理規程等を財務部が忠実に順守していれば本件不正行為を未然に防止し、又は速やかに発見することが可能であったと認めることができるから、Aはその経営判断上前記義務を果たすことは十分可能であったというべきであるから、この点に関するYの主張は採用できない。

なお、不正計上が行われた期間、Yの監査法人が適正意見を表明していた事実は上記判断を左右するものではない。

そして、Aの本件不正行為は、Yの職務を行うについてなされたものであるから、Yは本件不法行為について、民法44条に基づきXに生じた損害を賠償すべき義務を負うものというべきである。

なお、Yは、前記Yの主張(3)のとおり主張するが、証券取引法21条の2が新設される以前においても、株式の発行会社は、流通市場でその株式を取得した者に対して有価証券報告書等の虚偽記載について民法に基づく損害賠償責任を負っていたものと解され、また、株式会社の業績が取締役の過失により悪化して株価が下落した場合には、これによって損害を受けた株主が当該会社に対し個別的に損害賠償請求をすることを妨げる理由は見当たらず、それが株主平等の原則に反するものとも、信義則に反し又は権利の濫用に当たるとも認められない。」

4. 上告審（最高裁判所第一小法廷平成21年7月9日判決 金融・商事判例1321号36頁）は、原判決を破棄し自判した⁽⁶⁾。

「前記事実関係によれば、本件不正行為当時、Yは、①職務分掌規定等を定め、事業部門と財務部門を分離し、②C事業部について、営業部とは別に注文書や検収書の形式面の確認を担当するBM課及びソフトの稼働確認を担当するCR部を設置し、それらのチェックを経て財務部に売上報告がされる体制を整え、③監査法人との間で監査契約を締結し、当該監査法人及びYの財務部が、それぞれ定期的に、販売会社あてに売掛金残高確認書の用紙を郵送し、その返送を受ける方法で売掛金残高を確認することとしていたというのであるから、Yは、通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていたものといえることができる。そして、本件不正行為は、C事業部の部長がその部下である営業担当者数名と共謀して、販売会社の偽造印を用いて注文書等を偽造し、BM課の担当者を欺いて財務部に架空の売上報告をさせたというもので、営業社員らが言葉巧みに販売会社の担当者を欺いて、監査法人及び財務部が販売会社あてに郵送した売掛金残高確認書の用紙を未開封のまま回収し、金額を記入して偽造印を押捺した同用紙を監査法人又は財務部に送付し、見掛け上はYの売掛金額と販売会社の買掛金額が一致するように巧妙に偽装するという、通常容易に想定し難い方法によるものであったといえることができる。

また、本件以前に同様の方法による不正行為が行われたことがあったなど、Yの代表取締役であるAにおいて本件不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情も見当たらない。

さらに、前記事実関係によれば売掛金債権の回収遅延につきBらが挙げている理由は合理的なもので、販売会社との間で過去に紛争が生じたことがなく、監査法人もYの財務諸表につき適正であるとの意見を表明していたというのであるから、財務部が、Bらによる巧妙な偽装工作の結果、販売会社から適正な売掛金残高確認書を受領しているものと認識し、直接販売会社に売掛金の存在

等を確認しなかったとしても、財務部におけるリスク管理体制が機能していなかったということとはできない。

以上によれば、Yの代表取締役であるAに、Bらによる本件不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということとはできない。」

II 検 討

1. 本件では、Yの従業員らが書類を偽造したり管理部門に虚偽の報告を行う等の方法で営業成績を上げることを目的として架空の売上を計上したことによりYの有価証券報告書に虚偽記載がなされた。その後この事実が公表されてYの株価が下落したことについて、同事実公表前にYの株式を取得したXがY会代表取締役Aに従業員らの不正行為を防止するためのリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を構築すべき義務に違反した過失があり、その結果Xが損害を被った等と主張して、Yに対して会社法350条に基づいて損害賠償を請求した⁽⁷⁾。

本件以前の事例では、いわゆる内部統制システム構築義務違反を根拠として取締役等に対して株主代表訴訟や対第三者責任の追求により損害賠償を請求するというものがほとんどであった。しかし、本件では会社法350条（株式会社の代表者の不法行為により第三者が損害を被った場合に、会社が損害賠償責任を負うという規定）に基づいて会社の不法行為責任を追及する前提として、代表取締役の不法行為の内容として内部統制システム構築義務違反を認定するかが争点である。このように訴訟類型は異なるが、内部統制システム構築義務違反に関して判断した初の最高裁判例である。そして、第一審及び原審においては代表取締役の内部統制システム構築義務違反を認めたが、上告審においては認めなかった。

2. 内部統制システム構築義務に関する主な裁判例

取締役の内部統制システム構築義務に関する主な裁判例としては次のようなものがある。

①大阪地方裁判所平成12年9月20日 判例時報1721号3頁（いわゆる大和銀行株主代表訴訟事件）

大和銀行ニューヨーク支店の行員がアメリカ財務省証券の無断取引を行って損失が発生し、その損失を隠蔽するために同支店に保管してあった財務省証券を無断で売却してさらに損害を拡大させた。この損害発生の実態を知った大和銀行の取締役は、日本の大蔵省（当時）へは報告したが、アメリカ当局への届出を行わずに虚偽の保管残高証明書を作成する等の違法行為を行った。アメリカで刑事訴追を受けた銀行は有罪答弁を行って罰金3億4,000万ドルを支払う等の司法取引を行い、アメリカ国内における営業を停止した。大和銀行の株主が株主代表訴訟を提起した。

裁判所は、内部統制システム構築と取締役の善管注意義務・忠実義務との関係について、「健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから（商法260条2項＝著者注・平成17年改正前商法）、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき義務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役

がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。」

「もっとも、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、様々な金融不祥事を踏まえ、金融機関が、その業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないと言うべきである。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることに留意しなければならない。」

「ところで、取締役は、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく、従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及ぶことを未然に防止し、会社全体として法令遵守経営を実現しなければならない。しかるに、事業規模が大きく、従業員も多数である会社においては、効率的な経営を行うため、組織を多数の部門、部署等に分化し、権限を部門、部署等の長、さらにはその部下へ委譲せざるを得ず、取締役が直接全ての従業員を指導・監督することは、不適當であるだけでなく、不可能である。そこで、取締役は、従業員が職務を遂行する際違法な行為に及ぶことを未然に防止するための法令遵守体制を確立すべき義務があり、これもまた、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。この意味において、事務リスクの管理体制の整備は、同時に法令遵守体制の整備を意味することになる。」と判示して、監査役設置会社における内部統制システム構築義務を認め、その大綱は取締役会が決定し、代表取締役及び業務担当取締役はその決定に基づく内部統制システム構築義務を負い、またその構築義務を履行しているかどうかは取締役が取締役会構成員として監視する義務があるとする。

②神戸地方裁判所「訴訟の早期終結に向けての裁判所の所見」平成14年4月5日、商事法務1626号52頁(神戸製鋼所株主代表訴訟の和解についての神戸地裁の所見)

神戸製鋼所では、取締役副社長が長期間に亘って総会屋対策を行ってきた。そして、与党総会屋が他の総会屋や株主を押さえ込んで株主総会を平穩に終了させる謝礼として利益供与を行った。神戸製鋼所加古川製鉄所において、スクラップの簿外売却により1億6,500万余りの裏金が作られ、内3,000万円は総会屋へ利益供与された。神戸製鋼所の株主が株主代表訴訟を提起した。

代表取締役であった被告の責任について、次のように所見を述べた。

「神戸製鋼所のような大企業の場合、職務の分担が進んでいるため、他の取締役や従業員全員の動静を正確に把握することは事実上不可能であるから、取締役は、商法上固く禁じられている利益供与のごとき違法行為はもとより大会社における厳格な企業会計規制をないがしろにする裏金捻出行為等が社内で行われないよう内部統制システムを構築すべき法律上の義務があるというべきである。」「企業のトップとしての地位にありながら、内部統制構築等を行わないで放置してきた代表取締役が、社内においてなされた違法行為について、これを知らなかったという弁明をするだけでその責任を免れることができるとするのは相当でないと言うべきである。」「利益供与及び裏金捻出に直接には関与しなかった取締役であったとしても、違法行為を防止する実効性ある内部統制システムの構築及びそれを通じての社内監視等を十分尽くしていなかったとして、関与取締役や関与従業員に対する監視義務違反が認められる可能性もあり得るものである。」

③東京地方裁判所平成16年12月16日判決 判例時報1888号3頁、東京高等裁判所平成20年5月21日判決 金融・商事判例1293号12頁(いわゆるヤクルト株主代表訴訟事件)

株式会社ヤクルト本社が資金運用担当取締役の判断のもとに、デリバティブ取引の一種である金利スワップオプション取引を行った。この取引は一時的に利益を出したが、後に株価の下落により巨額の侵害を出すに至り、ヤクルトの株主が代表訴訟を提起した。

第一審は、取締役には内部統制システム構築義務があることを認め、これを怠って会社に損害を与えた場合、善管注意義務違反による損害賠償責任を負うものとしたうえで、次のように判示した。

「経営判断の原則

しかしながら、このようなリスクが会社に与える影響の把握とそれに見合った必要なリスク管理体制をどのようなものにするか、さらにはリスク管理の結果を踏まえて資金運用担当の取締役がどのようにして資金の運用を行うかは、会社の規模、組織、事業内容、当該資金運用の性質・内容等に応じて全く異なるものであり、これらの諸事情や会社の置かれている状況などを踏まえたうえで、会社の経営者としての専門的かつ総合的判断であることからすると、これらの認識及び判断の内容は、意思決定の時点において一義的に定まるものではなく、取締役の経営判断に属する事項としてその裁量が認められるべきであり、いわゆる経営判断の原則が妥当する。

したがって、上記判断について取締役の責任を問うためには、取締役の判断に許容された裁量の範囲を超えた善管注意義務違反があったか否か、すなわち、意思決定が行われた当時の状況下において、取締役に一般的に期待される水準に照らして、当該判断をする前提となった事実の認識の過程（情報収集とその分析、検討）に不注意な誤りがあり、合理性を欠くものであったか否か、そして、その事実認識に基づく判断の推論過程及び内容が明らかに不合理なものであったか否かが問われるべきである。

そして、このような判断は、取締役としての幅広い観点からの分析が求められているというべきであるが、リスクの把握や構築すべきリスク管理体制の内

容、さらにはリスクを踏まえてどのような措置をとるべきかは、リスクが顕在化して生じる様々な損失事例の蓄積や、リスク管理に関する実務上ないし行政上の研究・指導の発展によって充実していくものであるから、当該取締役の経営判断がその裁量の範囲内であったか否かは、あくまでも意思決定の行われた時点におけるリスクに対する認識可能性やリスク管理体制の水準、さらには当時会社が置かれていた状況を基準に検討すべきであって、その後現在までに集積された知見や経験をもとに、結果責任を問うものであってはならない。」

「また、ヤクルト本社のように多くの従業員を配置し、業務遂行に際し、それぞれの部署が重畳的に情報収集・分析、検討を加える手続が整備された大規模会社においては、取締役の善管注意義務違反の有無も、このような分業と権限委任の組織体制を前提として判断されるべきであり、取締役は、特段の事情のない限り、各部署において期待された水準の情報収集・分析、検討が誠実になされたとの前提に立って自らの意思決定をすることが許されるというべきである。したがって、取締役は、各部署が行った情報収集・分析、検討の内容を一から精査し直すことは求められておらず、特段の不審事由のない限り、これに依拠して意思決定を行えば足りると解される。」

控訴審においても、第一審と同様に各取締役はリスク管理体制を構築する注意義務を負うべきであり、リスク管理体制の構築に向けてなされた取締役の判断の適否の検討については、現在の時点における知見ではなく、その当時の時点での知見に基づき検討すべきであるとする。そして、代表取締役等に関して、下記のように判示する。

「また、③会社の業務執行を全般的に統括する責務を負う代表取締役や個別取引報告書を確認し事後チェックの任務を有する経理担当の取締役については、デリバティブ取引が会社の定めたりスク管理の方針、管理体制に沿って実施されているかどうか等を監視する責務を負うものであるが、ヤクルト本社ほどの

規模の事業会社の役員は、広範な職掌事務を有しており、かつ、必ずしも金融取引の専門家でもないのであるから、自らが、個別取引の詳細を一から精査することまでは求められておらず、下部組織等（資金運用チーム・監査室、監査法人等）が適正に職務を遂行していることを前提とし、そこから挙がってくる報告に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情のない限り、その報告等を基に調査、確認すれば、その注意義務を尽くしたものである。」

④大阪地方裁判所平成16年12月22日判決 金融・商事判例1214頁、大阪高等裁判所平成18年6月9日判決 判例時報1979号115頁（いわゆるダスキン株主代表訴訟事件）

食品事業会社が、食品衛生法上使用が禁止されている添加物を含んだ肉まんを販売し、その事実が新聞報道されたこと等からフランチャイジーに対する補償等の多額の出捐をしたという事例における取締役の内部統制システム構築義務について、下記のように判示した。

〔1〕 リスク管理

健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特定等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。

もともと、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により充実していくものである。したがって、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないというべきである。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会

社経営の専門家である取締役は、広い裁量権が与えられているというべきである。」

控訴審においても、上記第一審判決を引用して内部統制システム構築義務について肯定している。

大和銀行株主代表訴訟事件においては、大和銀行が顧客から預かり保管していた財務省証券の残高確認について、現物の確認するという欠くべからざる方法を採らないという重大な過誤のため不正行為を発見できなかったとして、一部の取締役に対して内部統制システム構築義務違反の責任を認めた。これに対して、ヤクルト代表訴訟事件やダスキン事件においては取締役が内部統制システム構築義務を負うことは認めているが、一定のシステムの構築はなされていたとして取締役の責任は否定している。

上記の主要な裁判例の内容は次のように整理されている⁽⁸⁾。

①株式会社の取締役には内部統制システムを構築すべき義務を認めるが、どのような内容の内部統制システムを構築するかについては経営判断の問題として取締役に広い裁量権が与えられている。したがって、それぞれの会社の規模や事業内容、経営状態などに応じて構築すればよいとする。②どの程度の不正行為や損失の発生を防止することが求められるのかということ、通常想定される程度のものであるが、通常想定されない不正行為や損失の発生等が予見できるような特別の事情が存在する場合には、それを防止できる程度のシステム構築が求められる。③一般的に整備すべき内部統制システムの内容は、内部統制システムを構築する時点での知見、すなわち、過去に発生した事件事故の経験による蓄積を踏まえた法令の制定、官公庁等が作成したガイドライン等当時の内部統制システムに関する議論状況、他社の内部統制システム構築状況等を踏まえて判断すべきである。④内部統制システム構築義務違反が争われる裁判での

責任の有無を判断する時点及び通常想定される不法行為等に対する内部統制システムの内容を超えた不正行為等を予見すべき特段の事情の有無を判断する時点は、問題となる不正行為等の発生時点における知見を基準とする。⑤内部統制システムは一旦構築すればそれで良いのではなく、事件事故の経験の蓄積、リスク管理に関する研究の進展により内容が変化していくものであり、過去の裁判例は後に構築する内部統制システムの内容の基礎となる。

3. 本件の判断について

本件において、Xは、Bらの不正行為が監査法人に指摘されるまで4年以上放置されていたこと自体、Y代表取締役Aが不正行為抑止のための内部統制システムを有効に機能させていなかったことになると主張した。これに対してYは、(1)内部統制システムの内容は、現実に発生した事故の経験の蓄積と研究の進展により充実するものであり、また経営判断の問題として会社経営の専門家である取締役が広い裁量の下に決すべきであり、事後的に求められた水準を判断基準とすることは結果責任の追及となり妥当ではない、(2)Bらが行った注文書、検収書、売掛金残高確認書を偽造して本件不正行為を巧妙に隠蔽するというような工作に対応できる内部統制システムを構築することは、法の要求する取締役の善管注意義務の範囲を超えている、(3)Yは本件不正行為当時、①職務分掌規定等を定めて事業部門と財務部門を分離し、②C事業部については営業部とは別に書類等の形式面の確認を行うBM課及びソフトウェアの稼働状況を管理するCR部を置いて、これらの部署のチェックを経てから財務部に売上報告がなされる体制を作り、③監査法人及び財務部がそれぞれ定期的に売掛金残高を確認するという体制を構築していたと反論した。

第一審及び原審判決は、上記Y主張の(3)の本件不正行為当時にYが構築していた体制が内部統制システム構築義務に違反する否かに関して、①につき取引

先からの入金と個々の売掛金債権との照合を財務部が直接行うことをしないで、事業部からの消込み明細情報の提供を受けて行うという事務手続となっていたために、Bらの不正行為を可能とする余地を残した。また、本件不正行為に係る売掛金債権には2年以上未回収のものも生じており、Yの経理規程によれば契約に規定した期間を超えて未回収の債権がある場合は本社の経理部門会計担当者は取引相手から残高確認を取得する等の確認作業をすることになっているので、たとえ事業部が合理的と思われる回収遅延理由を提出したり販売会社名義の売掛金残高確認書があったとしても、財務部は独自に販売会社に対して直接債権の存在や遅延理由の確認をする等の措置を採ることが可能であったにもかかわらず、それを怠ったために本件不正行為の発覚が遅れた。このことはAが財務部によるリスク管理体制を機能させていなかったといえる。②、③については、同じ事業部内にBM課及びCR部が配置されていたために、Bらによる検取書等の書類等あるいはシステムの稼働確認資料等の偽造が可能と認められ、C事業部上層部による不正行為が容易になされるリスクが内在していた。また、Aはこのような事務手続の流れを踏まえて不正行為が行われる可能性を意識すれば、本件不正行為当時にリスク現実化の可能性を予見でき、リスクの排除、低減対策が可能であったとした。そして監査法人が適正意見を表明していたとしても、Aの内部統制システム構築義務違反という判断には関係しないとした。そして、Yの上記(1)の主張に対しては、本件不正行為当時であっても、Y代表者が内部統制構築義務を果たすことは十分可能であったとして結果責任を否定した。

最高裁判決は、まずYが本件不正行為当時構築していた体制につき通常想定される架空売上げ計上等の不正行為を防止可能な程度の管理体制であると認めた。またC事業部長Bと部下の営業担当者が行った注文書等を偽造してBM課担当者を欺き財務部へ架空売上げ報告をさせたことや監査法人及び財務部による販売会社への売掛金残高確認書を販売会社担当者を欺いて未開封で回収、内

内容を偽造して返送し見かけ上Yの売掛代金と販売会社の買掛代金が一致するように巧妙に偽装したことは「通常容易に想定し難い方法によるもの」とした。さらに、本件以前に同様の手法による不正行為がなされた等のY代表取締役Aが本件不正行為を予見すべきであった「特別な事情」もなかったとする。そして、Bらによる売掛金債権の回収遅延理由の合理性、過去にトラブルがなかったという販売会社との関係の良好性、監査法人によるYの財務諸表についての適正意見表明等により、財務部が直接販売会社に売掛金債権の存在等を確認しなかったとしても財務部における内部統制システムが機能していなかったとはいえない。以上によりY代表取締役Aに従業員Bらによる不正行為防止のための内部統制システム構築義務違反の過失はないとした。

取締役の内部統制システム構築義務の有無やどのような内容のあるいはレベルのシステムを構築すべきか等については、大和銀行株主代表訴訟事件を初めとするいくつかの下級審裁判例において判断が固まってきた。

本件は会社法350条によるYに対する損害賠償請求訴訟という稀な事案であるが、初の最高裁による判断が示された。

第一審及び原審判決は、Yの構築した体制は通常想定される架空売上げ計上等の不正行為を防止可能な程度の管理体制とは認めなかった。また、通常想定されない不正行為等の発生を予見できるような特別事情があることを認めた。この判断に対しては、旧商法下での判例において内部統制システムの内容や水準については取締役の経営判断による広い裁量権が認められ、かつシステム構築義務違反を判断するには信頼の原則の適用を考慮する必要があるが、本件判決においてもYの内部統制システムの構築プロセスを検討し、信頼の抗弁が認められる余地の有無につき分析の必要があった、あるいは不正行為発覚当時に会社の規模や事業内容がYと同等の会社において標準的に採用されている内部統制システムとYのシステムを比較して適切性の検証をするべきであった⁽⁹⁾、

善管注意義務に反するか否かの検討が明示的に行われておらず、結論が先立っている⁽¹⁰⁾、財務部がC事業部内の担当部署から売掛金残高確認書を受領し、売掛金の内容確認を行っているにもかかわらず、取引相手に対して残高確認や売掛金の内容照会を重複して行うことは事務手続量や取引相手との関係等を考慮すれば困難であり特段の事情がない限りこのような体制の義務づけは厳しすぎるという批判、また本件不正行為発覚後にYが改善策を公表し、事後的に本件と同様の不正行為を防止することができる内部統制システム構築が可能なことが示されており、原審判断はこれに引きずられたのではないかという疑問⁽¹¹⁾が提示されている。それに内部統制システムの内容は、会社の規模、事業内容、経営状態等により各々異なるものであり、どんなに詳細なシステム設計を行っても不正行為等を完全に防止することはできないので、構築すべきシステムに一定の水準を設けて会社及び取締役の負担に歯止めをかける必要がある。また構築したシステムによる効果に比してシステム構築に過大なコスト負担を強いすることもできない。しかし、本件のような架空売上げの計上を行うために、当事者が様々な書類を偽造したり、虚偽の報告を行った等は本件不法行為発生時から見ても過去に数え切れないほどの実例がある。そうであれば、分離したとはいえYの同じ事業部内に営業部門と財務部門が設置されているという体制では、本件で行われたような不正行為が発生する可能性は全く想定されないとはいえないのではないかとと思われる。本件第一審及び原審で示された程度のシステム構築は必要なのではないかとも思われる。

また、最高裁の判断はYの構築したシステムは通常想定される不正行為等を防止できるものであり、通常想定されない不正行為等を予見できる特別事情はなかったとした。しかし、Yが構築したシステムの内容は同規模の会社が構築しているものとさほど変わらないものと思われるとされ、これでシステム構築上の責任を問われるとすれば取締役は会社の保証人的立場に置かれてしまう、逆にこれで内部統制システム構築義務違反ではないとすれば、誰も責任は負わ

ないことになりそうであるという見解も表明されている⁽¹²⁾。本件の事実関係に即した判断であるために、今後の裁判実務へどのように影響するかは不明であるが、内部統制システムの実効性を向上させるためには、もう一步踏み込んだ判断を示しても良かったのではないかとも思われる。

(注)

- (1) 本件ではXは弁護士をつけない本人訴訟である。しかも請求額が86万円であり事物管轄は東京簡易裁判所であったが、第一審において民事訴訟法18条（簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在を管轄する地方裁判所に移送することができる）により東京地方裁判所へ職権移送された。（櫻庭信之「損害賠償における判例の視点 企業訴訟の最前線」ビジネス法務2008年11月号、76頁、2008年）
- (2) Yに対しては別の株主によって大阪でも訴訟が提起された。大阪地方裁判所平成19年9月27日判決 判例集未搭載及び大阪高等裁判所平成20年4月10日判決 判例集未搭載において、本件最高裁と同様の理由付けにより相当な内部統制システムの構築が認定されたとのことである。（高島志郎「日本システム技術事件最高裁判決の検討」商事法務1876号32頁注4、2009年）
- (3) 第一審の評釈として、川島いずみ「判批」金融・法務事情1320号14頁、2009年、木村真生子「判批」ジュリスト1374号100頁、2009年。
- (4) 本件は、現在であれば金融商品取引法21条の2（虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）に基づいて会社に対する責任追及がなされる事案であるとされる。（弥永真生「最判判批」ジュリスト1385号60頁、2009年、川島・前掲注(3)18頁）
- (5) 原審のについての解説として、櫻庭・前掲注(1)76～77頁。
- (6) 最高裁判決についての評釈・解説・紹介として、弥永・前掲注(4)60頁、高島・前掲注(2)20頁、大塚和成「財務報告に係る内部統制システム構築義務（日本システム技術損害賠償請求事件）」銀行法務21・706号56頁、2009年、中村直人「裁判所の揺らぎと最高裁の真意」金融・商事判例1323号1頁、2009年がある。
- (7) なお、本件における会社法350条の適用においては、代表取締役の内部統制システム構築義務違反が第三者である株主に対する不法行為に該当するかについて問題点が指摘されている。すなわち、取締役等の善管注意義務としての内部統制システム構築義務は本来は会社に対して負う義務である。内部統制システム構築義務違反について

は取締役の任務懈怠が認められることがあるが、民法709条不法行為との関係では第三者に対する過失に直ちに該当するとは評価できないとされている。(弥永・前掲注(4)61頁、川島・前掲注(3)16頁、木村・前掲注(3)102頁)

- (8) 高島・前掲注(2)29～30頁。
- (9) 木村・前掲注(3)102頁。
- (10) 山本為三郎「会社法が定める内部統制システム整備の法的位置づけをめぐって」『慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 慶應の法律学 商事法』271頁注(34)(慶應義塾大学出版会、2008年)。
- (11) 高島・前掲注(2)31頁。
- (12) 中村・前掲注(6)1頁。

(2009年10月6日稿)

[付記] 本稿校正中に、志谷匡史「取締役の内部統制構築・運用責任—最判平成21年7月9日を素材に」月刊監査役561号4頁、2009年に接した。